

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画変更年度	令和 6 年度
計画主体	南房総市

## 南房総市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名	南房総市農林水産部農林水産課
所在地	千葉県南房総市富浦町青木 28 番地
電話番号	0470-33-1071
FAX 番号	0470-20-4592
メールアドレス	rinsui@city.minamiboso.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、ニホンジカ、タヌキ、ハクビシン、ウサギ、アライグマ、アナグマ、キョン、スズメ、カラス、マガモ・カルガモ、ヒヨドリ、ドバト、キジ、カワウ、サギ類
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	南房総市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	金額	面積
イノシシ	水稲、豆類、果樹、野菜、いも類	10,210 千円	6.87 ha
サル	水稲、豆類、果樹、野菜	1,311 千円	0.86 ha
ニホンジカ	水稲、果樹、野菜	176 千円	0.46 ha
タヌキ	野菜	15 千円	0.01 ha
ハクビシン	野菜	165 千円	0.01 ha
ウサギ	—	—	—
アライグマ	野菜	150 千円	0.01 ha
アナグマ	豆類、野菜、いも類	60 千円	0.08 ha
キョン	—	—	—
スズメ	—	—	—
カラス	水稲、果樹、野菜	55 千円	0.62 ha
マガモ・カルガモ	—	—	—
ヒヨドリ	—	—	—
ドバト	—	—	—
キジ	—	—	—
カワウ	—	—	—

サギ類	—	—	—
-----	---	---	---

(2) 被害の傾向

<p><b>イノシシ</b></p> <p>年間を通じて市内全域で発生している。水稲、果樹、野菜等に大きな被害があり、掘り起しによる果樹幼木の倒伏や、農道、斜面の崩壊も起きている。また、生息域も拡大しており、近年は人家付近への出没により人的被害の危険性も増している。</p> <p><b>サル</b></p> <p>ニホンザルは、富山、三芳、丸山地区を中心に生息域を拡大しており、被害は年間を通じて発生している。また、千倉、白浜地区においては、アカゲザル、アカゲザル交雑種による同様の被害がある。</p> <p><b>ニホンジカ</b></p> <p>年間を通じて被害を受けている。また、中山間地域で果樹等の幼木などの食害が予想される。生息域も市内全域に拡大しているため、ヤマビルの増加も懸念される。</p> <p><b>タヌキ、ハクビシン、ウサギ、アライグマ、アナグマ</b></p> <p>年間を通じて市内全域で発生し、野菜等の被害がある。</p> <p><b>キョン</b></p> <p>目立った被害は無いが、生息域は市内全域に拡大しているため、今後の被害が予想される。</p> <p><b>スズメ、カラス、マガモ・カルガモ、ヒヨドリ、ドバト、キジ、カワウ、サギ類</b></p> <p>年間を通じて市内全域で発生し、水稲、果樹、野菜の被害がある。また、生活環境の被害の増加が懸念される。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	金額	面積	金額	面積
イノシシ	10,210 千円	6.87 ha	9,189 千円	6.18 ha
サル	1,311 千円	0.86 ha	1,180 千円	0.77 ha
ニホンジカ	176 千円	0.46 ha	158 千円	0.41 ha

タヌキ	15 千円	0.01 ha	14 千円	0.009 ha
ハクビシン	165 千円	0.01 ha	149 千円	0.009 ha
ウサギ	—	—	—	—
アライグマ	150 千円	0.01 ha	135 千円	0.009 ha
アナグマ	60 千円	0.08 ha	54 千円	0.072 ha
キョン	—	—	—	—
スズメ	—	—	—	—
カラス	55 千円	0.62 ha	50 千円	0.56 ha
マガモ・カルガモ	—	—	—	—
ヒヨドリ	—	—	—	—
ドバト	—	—	—	—
キジ	—	—	—	—
カワウ	—	—	—	—
サギ類	—	—	—	—

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣対策協議会の支部による各地域での捕獲</li> <li>・捕獲従事者のわなによる捕獲や銃による一斉捕獲</li> <li>・捕獲機材の整備状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>大型獣用箱わな 令和元年度 100 基 令和2年度 121 基 令和3年度 96 基</li> <li>小型獣用箱わな 千葉県より借用</li> <li>囲いわな 令和2年度 1 基</li> <li>サル用くくりわな 令和元年度 64 基</li> </ul> </li> <li>・新規狩猟免許取得者に補助金の交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息数、捕獲数の増加により、わなの管理から捕獲後の処理まで、捕獲従事者の負担が非常に大きい。</li> <li>・銃による捕獲従事者は高齢化しており、今後、一斉捕獲だけでなく、止め刺し業務にも支障がでると予想される。</li> <li>・捕獲数の増加により、個体埋設場所の確保が困難になっている。</li> </ul>

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業者が設置する防護柵に補助金の交付</li> <li>・ 農家組合等が設置する防護柵の資材支給</li> <li>・ 防護柵の整備状況</li> </ul> <p>令和元年度 延長 9,436m 令和2年度 延長 24,259m 令和3年度 延長 8,202m</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防護柵は個人単位での設置が多く、効率が良くない。作物、作付時期により被害発生時期が異なるため、効率的な設置が難しい面もある。</li> <li>・ 被害を受けている農家と被害を受けていない農家が存在する地域では、有害獣に対する関心に差があるため、地域ぐるみで設置が進まない。</li> </ul>
----------------------	--	---

#### (5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域、強固な防護柵の設置を推進し、まとまった農地や集落への侵入を防いでいく。</li> <li>・ 狩猟免許取得の推進により捕獲従事者を増員させるとともに、有害鳥獣対策協議会支部間の捕獲技術の情報交換等の実施により捕獲数の増加を図る。</li> <li>・ 広域、強固な防護柵と、わなによる捕獲を連携させ、捕獲数の増加を図る。</li> <li>・ 鳥獣のかくれ場所となる藪などの刈り払い等による緩衝帯の設置や、放任果樹の除去など、生息環境管理の取り組みを推進する。</li> <li>・ ICT機器を活用し、捕獲効率を高める。</li> <li>・ 専門知識を有する者から助言を受け、効果的な対策を推進する。</li> <li>・ 地域住民が被害防止対策を行えるよう、講習会、広報等により周知を図る。</li> <li>・ 市街地出没時の体制を整備し、地域住民に周知する。</li> </ul>
---

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>南房総市有害鳥獣対策協議会に捕獲業務を委託し、被害防止に効果的な有害捕獲事業を実施していく。</p> <p>なお、南房総市有害鳥獣対策協議会では7支部体制により、地域に即した捕獲を実施していく。</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ スズメ サル カラス ニホンジカ マガモ・ タヌキ カルガモ ハクビシン ヒヨドリ ウサギ ドバト アライグマ キジ アナグマ カワウ キョン サギ類	銃及びわな狩猟免許の取得を促進し、担い手確保を図る。また、研修会を開催し、担い手の育成を図る。各種捕獲機材を導入し、捕獲強化を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
現在のところ有害鳥獣の生息数の把握はできていないが、近年の被害状況、捕獲実績等を考慮し、第13次千葉県鳥獣保護管理事業計画及び千葉県第二種特定鳥獣管理計画等に基づき計画する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	6,000頭	6,000頭	6,000頭
サル	200頭	200頭	200頭
ニホンジカ	300頭	300頭	500頭
タヌキ	700頭	700頭	700頭
ハクビシン	300頭	300頭	500頭
ウサギ	10頭	10頭	10頭
アライグマ	200頭	300頭	400頭
アナグマ	20頭	20頭	20頭
キョン	300頭	300頭	500頭
スズメ	50羽	50羽	50羽
カラス	400羽	400羽	400羽
マガモ・カルガモ	100羽	100羽	100羽
ヒヨドリ	400羽	400羽	400羽
ドバト	100羽	100羽	100羽
キジ	50羽	50羽	50羽

カワウ	50羽	50羽	50羽
サギ類	—	—	50羽

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・箱わな、囲いわな、くくりわな及び銃器を用いて捕獲する。</li> <li>・捕獲時期 年間事業計画により捕獲する。</li> <li>・捕獲実施場所 被害発生地や被害が予測される場所及び地域で実施する。</li> </ul>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	被害状況の推移を確認しつつ、許可権限移譲について検討を進める。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防護柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
イノシシ	物理柵、電気柵を1箇所につき、数百mから1km程度の規模で設置する。	物理柵、電気柵を1箇所につき、数百mから1km程度の規模で設置する。	物理柵、電気柵を1箇所につき、数百mから1km程度の規模で設置する。			
サル						
ニホンジカ						
タヌキ				電気柵 10,000m	電気柵 10,000m	電気柵 10,000m
ハクビシン				ワイヤーメッシュ柵 8,000m	ワイヤーメッシュ柵 8,000m	ワイヤーメッシュ柵 8,000m
ウサギ				金網柵 8,000m	金網柵 8,000m	金網柵 8,000m
アライグマ				8,000m	8,000m	8,000m
アナグマ				8,000m	8,000m	8,000m
キョン				サル用複合柵 2,000m	サル用複合柵 2,000m	サル用複合柵 2,000m

(2) その他被害防止に関する取組

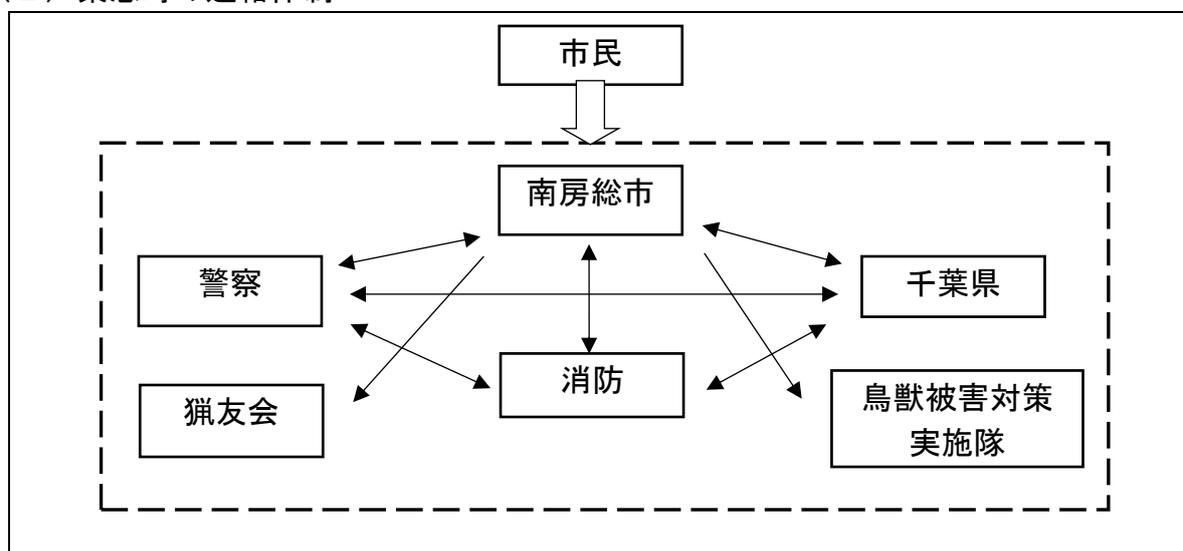
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ スズメ サル カラス ニホンジカ マガモ・ タヌキ カルガモ ハクビシン ヒヨドリ ウサギ キジ アライグマ ドバト アナグマ カワウ キョン サギ類	広域・強固な防護柵の設置を推進し、まとまった農地や集落単位で被害を防止できるようにする。 鳥獣のかくれ場所となる藪などの刈払等による緩衝帯の設置や放任果樹の除去など生息環境管理の取り組みを推進する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南房総市	情報収集、住民への注意喚起
安房猟友会市内各支部	情報収集、捕殺
千葉県	情報収集、許可、指導、助言
警察	情報収集、許可、指導、助言
消防（救急）	けが人の対応
鳥獣被害対策実施隊	情報収集、指導、助言

(2) 緊急時の連絡体制



## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、殺処分後、専用焼却施設による減容化もしくは速やかに埋設処分を行うことを基本とし、イノシシ、ニホンジカについては、食肉の自家消費のほか、適切な処置が行える場合のみ、処理施設に搬入し食肉処理を行う。

## 7. 捕獲等した対象鳥獣の食品としての利用等その有効利用に関する事項

捕獲した対象鳥獣の有効利用に関して検討を進める。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	南房総市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
南房総市	施策の立案、協議会事務局 国、県等関係機関との連絡調整
安房農業協同組合	農家、地域からの意見のとりまとめ 農家及び地域への知識・技術の普及
千葉県森林組合 安房事業所	間伐などによる森林の保全 山間部における被害情報収集
安房猟友会	鳥獣の捕獲に関すること 鳥獣の目撃情報の収集
千葉県鳥獣保護管理員	野生鳥獣保護及び共存への助言と指導 有害鳥獣捕獲及び防除対策への協力

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県農業共済組合ぼうそう支所	鳥獣被害に関する情報収集、啓発活動
千葉県（普及・研究）	被害防止の普及指導、調査研究

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成27年1月1日設立  
21名以内で構成  
主な活動内容は、捕獲従事者の育成、わな・防護柵の適正な管理のための指導及び助言、被害防止技術の普及及び指導、鳥獣の生息出没状況及び被害状況の把握

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

銃及びわな猟免許取得の推進や、わなの設置方法の研修などを行い、効果的、効率的な捕獲を行えるよう推進していく。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町及び千葉県との連携を図るとともに、農業者等の農作物被害防止に対する意識向上を図る。

なお、本計画に記載のない事項が発生した場合や計画に重要な変更が生じた場合は、関係機関と協議を行い、効果的な対策の実施を目標に計画の見直しを行うものとする。